

第2【事業の状況】

1. 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、高水準の企業収益や総じて良好な業況感が維持される中、民間設備投資が引き続き増加した他、緩やかに増加を続ける雇用者所得を背景に、個人消費も底堅く推移するなど、景気は緩やかに拡大いたしました。海外においても、中国を始めとするアジアを中心として、経済は世界的に拡大いたしました。

当中間連結会計期間の連結業績は、売上高は需要が好調な鉄鋼、建設機械などを中心に増加し、前中間連結会計期間に比べ135,793百万円増収(15.1%)の1,034,655百万円となりましたが、営業利益は、海上運賃や一部金属価格の高騰に加え、税制改正を受け減価償却方法を変更したことに伴う償却費の増加などにより、3,128百万円減益(△3.2%)の95,715百万円となりました。また、経常利益は11,431百万円減益(△13.1%)の75,929百万円、税引き後の中間純利益は4,564百万円減益(△8.8%)の47,015百万円となりました。

次に、事業の種類別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

[鉄鋼関連事業]

国内の鋼材需要は、自動車・造船などの製造業向けを中心に、好調に推移しました。また、輸出についても、世界的な需要拡大を背景に堅調に推移しました。このような状況のもと、当社は、製造業向けの高級鋼を中心に、旺盛な需要の確実な取り込みに努めたことにより、鋼材出荷数量は前中間連結会計期間を上回りました。また、販売価格についても、特殊鋼などで値上げを実施したことから、前中間連結会計期間に比べ上昇しました。鍛鋼品については造船分野向け、チタン製品については航空機分野向けなどを中心とした旺盛な需要を背景に、売上高は前中間連結会計期間を上回りました。

溶接材料については、国内は造船・自動車・建築向けを中心に、海外についても造船・エネルギー関連プロジェクト向けなどを中心に、引き続き堅調な需要に支えられ、売上高は前中間連結会計期間を上回りました。

この結果、当事業の売上高は前中間連結会計期間比11.7%増の443,691百万円となりました。一方、営業利益は、鉄鋼原料にかかわる海上運賃や一部金属価格の高騰に加え、減価償却方法を変更した影響などにより、前中間連結会計期間に比べ5,323百万円減益(△11.7%)の40,138百万円となりました。

[電力卸供給事業]

現在、神鋼神戸発電所では、最大出力140万キロワットの電力を供給しております。当事業の売上高は前中間連結会計期間並みの34,107百万円となり、営業利益は、保全工事が集中したことなどにより前中間連結会計期間に比べ1,199百万円減益(△12.8%)の8,162百万円となりました。

[アルミ・銅関連事業]

アルミ圧延品の販売量については、液晶製造装置向け板材が調整局面の継続による影響から減少したものの、飲料用缶材は猛暑や清涼飲料の新製品投入などの影響により好調であったことや、自動車向けパネル材やバンパー材、エアコン用フィン材が堅調に推移したことから、前中間連結会計期間を上回りました。

銅圧延品の販売量は、電子材料向け板条が堅調に推移したものの、空調用銅管は国内を中心に減少したことにより、前中間連結会計期間を下回りました。

アルミ鍛造品については、液晶製造装置向けの調整局面が継続したことから、売上高は前中間連結会計期間を下回りました。

以上のような状況のもと、全体の販売量が前中間連結会計期間を上回ったことに加え、地金価格の高騰により販売価格が押し上げられたことから、当事業の売上高は前中間連結会計期間比21.0%増の232,874百万円となりました。一方、営業利益は、前連結会計年度の収益を大きく押し上げた地金価格の高騰に伴う在庫評価影響が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ4,047百万円減益(△22.4%)の14,036百万円となりました。

[機械関連事業]

国内向け受注高は、好調な民間設備投資を背景に、圧縮機、圧延機械などが引き続き堅調に推移しましたが、環境分野において廃棄物処理の大型案件を受注した前中間連結会計期間との比較では、14.8%減の74,650百万円となりました。また、海外向け受注高は、中東やアジア、北米での石油精製、石油化学、エネルギー業界における活発な設備投資を背景に、圧縮機や樹脂機械、リアクターなどの受注が引き続き高水準で推移したことに加え、大型のペレットプラントを受注したことなどから、前中間連結会計期間比44.3%増の127,717百万円となりました。

この結果、当事業全体の受注高は、前中間連結会計期間比14.9%増の202,367百万円となり、当中間連結会計期間末の受注残高は391,957百万円となりました。

また、当事業の売上高は、引き続き高水準の受注を背景に、前中間連結会計期間比11.4%増の133,092百万円となり、営業利益は前中間連結会計期間に比べ7,063百万円増益(127.7%)の12,594百万円となりました。

[建設機械関連事業]

油圧ショベルの国内市場は、公共工事が引き続き減少傾向にあるものの、堅調な民間投資や中国など海外市場への中古車輸出による国内ストック台数の減少などを背景とした更新需要に支えられて、好調に推移しました。海外についても、住宅着工件数の低迷を受け需要が減退している米国市場を除き、中国市場を中心に総じて好調に推移しました。また、クレーン事業についても中東や東南アジアを中心に旺盛な需要が継続したことから、当事業全体の売上高は前中間連結会計期間比31.3%増の174,805百万円となり、営業利益は前中間連結会計期間に比べ6,132百万円増益(88.6%)の13,056百万円となりました。

[不動産関連事業]

不動産販売事業において、分譲マンションの引渡し戸数が減少したことなどから、当事業の売上高は前中間連結会計期間比5.5%減の17,866百万円となり、営業利益は、前中間連結会計期間に比べ826百万円減益(△29.6%)の1,964百万円となりました。

[電子材料・その他の事業]

液晶ディスプレイの在庫調整の影響並びに代替素材との競合によって、配線膜用ターゲット材の販売量が減退したことなどから、売上高は前中間連結会計期間比9.1%減の27,744百万円となり、営業利益は、前中間連結会計期間に比べ4,613百万円減益(△56.0%)の3,623百万円となりました。

次に、所在地別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

中国をはじめとするアジア経済が堅調に推移したことにより、全セグメントの売上高に占める「その他の地域」の割合が増加しました。

[日本]

鉄鋼関連事業では、自動車・造船などの製造業向け高級鋼を中心とする旺盛な鋼材需要を確実に取り込みました。また、鋳鍛鋼品やチタン製品、溶接材料も、旺盛な需要を背景に好調に推移いたしました。

アルミ・銅関連事業では、飲料用缶材が好調であったことに加え、自動車向けパネル材やバンパー材も堅調に推移しました。また、地金価格の高騰によって販売価格が押し上げられました。

機械及び建設機械関連事業については、好調な国内の民間投資やアジア・中東などにおける旺盛な需要を背景に、好調に推移いたしました。

この結果、売上高は前中間連結会計期間比12.7%増の957,710百万円となりましたが、営業利益は、海上運賃や一部金属価格の高騰に加え、税制改正を受け減価償却方法を変更したことに伴う償却費の増加などにより、前中間連結会計期間に比べ6,296百万円減益(△6.9%)の84,747百万円となりました。

[その他の地域]

中国をはじめとするアジアや中東などの堅調な経済環境を背景に、建設機械関連子会社の業績が好調に推移したほか、北米における自動車サスペンション用アルミ鍛造品製造子会社の売上が増加しました。

この結果、売上高は前中間連結会計期間比51.2%増の144,758百万円となり、営業利益は前中間連結会計期間に比べ4,305百万円増益(54.6%)の12,187百万円となりました。

(注) 売上高・受注高には消費税等を含んでおりません。(以下「生産、受注及び販売の状況」において同じ。)

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フロー72,491百万円を確保したものの、投資活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△80,521百万円となったこと及び自己株式の取得、配当金の支払などの財務活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△21,705百万円となったことなどから、前連結会計年度末に比べて27,299百万円減少の70,863百万円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

税金等調整前中間純利益は減少したものの、法人税等の支払が減少したことなどにより、当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に比べて5,917百万円増加の72,491百万円となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

固定資産の取得や投資有価証券の取得による支出が増加したことなどから、当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に比べて28,935百万円支出が増加し、△80,521百万円となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

自己株式の取得による支出などが増加したものの、社債の償還による支出が減少したことなどから、当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に比べて18,980百万円支出が減少し、△21,705百万円となりました。

2. 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における鉄鋼関連事業、アルミ・銅関連事業の生産実績は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当中間連結会計期間 (19. 4～19. 9)	
		生産数量 (千トン)	前年同期比 (%)
鉄鋼 関連事業	粗鋼	4,147	+7.7
アルミ・銅 関連事業	アルミ圧延品	183	+4.3
	銅圧延品	75	+0.3

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における機械関連事業の受注状況は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当中間連結会計期間 (19. 4～19. 9)			
		受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
機械 関連事業	国内	74,650	△14.8	162,274	+7.4
	海外	127,717	+44.3	229,682	+38.3
	合計	202,367	+14.9	391,957	+23.6

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (19. 4～19. 9)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
鉄鋼関連事業	443,691	+11.7
電力卸供給事業	34,107	△0.7
アルミ・銅関連事業	232,874	+21.0
機械関連事業	133,092	+11.4
建設機械関連事業	174,805	+31.3
不動産関連事業	17,866	△5.5
電子材料・その他の事業	27,744	△9.1
消去又は全社	△29,526	—
合計	1,034,655	+15.1

(注) 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (18. 4～18. 9)		当中間連結会計期間 (19. 4～19. 9)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
神鋼商事(株)	133,080	14.8	147,665	14.3
(株)メタルワン	94,718	10.5	104,054	10.1

3. 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、何ら否定するものではありません。

しかしながら、一方、昨今のが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付が行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為及び提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為はいずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為及び提案を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 「中期経営計画」による企業価値の向上への取組み

当社グループは、平成18年4月に、平成20年度を最終年次とする3ヵ年の「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定いたしました。その中で、①「オンリーワン製品」の拡販・創出、②「ものづくり力」の強化、③財務基盤の強化、④CSRの推進、⑤働く喜びと誇りをもてる職場環境の創出、⑥グループ経営の強化、⑦安定的な株主還元を基本方針に、当社の企業価値の向上に取り組んでおります。

本計画における主な財務目標とこれに対応する平成18年度の実績は以下のとおりです。

	平成20年度 中 期	平成18年度 実 績	(参考) 平成19年度 中間期実績
売上高	19,000 程度	19,102	10,346
経常利益	1,800 以上	1,832	759
当期純利益	1,000 以上	1,096	470
ROA (税引き後当期純利益/総資産)	5.0% 以上	4.9 %	4.1 %
外部負債残高	5,500 以下	6,212	6,415
(IPPプロジェクトファイナンスを含む外部負債残高)	(6,500 以下)	(7,422)	(7,571)
D/Eレシオ ※	0.8倍 以下	1.2倍	1.2倍
(IPPプロジェクトファイナンスを含むD/Eレシオ)	(0.9倍 以下)	(1.4倍)	(1.4倍)

※IPPプロジェクトファイナンスを除く外部負債残高/株主資本

当社グループは、事業競争力の更なる強化と環境変化に対応し得る強固な収益体質の構築に向け、各事業において、「『オンリーワン製品』の拡販・創出」と「『ものづくり力』の強化」を、グループ一丸となって推進するとともに、コンプライアンス、環境保全へ取組みを強化することにより、株主をはじめとした全てのステークホルダーの皆様から深い信頼を得るべく、一層努力してまいります。

企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のため、各事業におきましては、今後も以下の諸施策を継続的に実施してまいります。

鉄鋼関連

鋼材分野において、需要の安定ないし成長が期待される国内製造業向けの拡販に努めるとともに、鑄鍛鋼、チタン、溶接材料等の分野では需要拡大への対応を図ります。

高炉改修など、実施中の設備投資案件を確実に立ち上げ、製造技術を強化して、省エネルギー・コストダウンを進めるとともに、安定した生産体制を構築いたします。

需要動向を見据えた戦略投資をタイムリーに検討・実行いたします。

アルミ・銅関連

自動車及びIT関連産業を需要家業界の重点分野と位置付け、経営資源の積極投入を行ないます。特に、磁気ディスク用アルミ基盤及び自動車のサスペンション用アルミ鍛造品では積極的な事業展開を行なって、収益の拡大を図ります。

基盤設備のリフレッシュを実施して、品質と生産性を向上いたします。

機械及び建設機械関連

機械・エンジニアリング分野では、良好な需要環境を収益に確実に繋げるべく、基盤設備のリフレッシュを実施して、生産能力を確保するとともに、品質向上とコストダウンを進めてまいります。また、新鉄源ビジネスへの取組みを強化し、早期収益化を図ります。

需要環境の厳しい環境分野では、徹底したコスト削減により収益力の強化を進めます。

建設機械分野では海外展開を強化して、収益の拡大を図ります。

電子材料関連

液晶ディスプレイ用ターゲット材の需要の取込みに努めるとともに、新製品の開発と早期実用化に注力いたします。

(2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、以下の施策を通して、コーポレート・ガバナンスの充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力をあげ、もって企業価値の向上に取り組んでおります。

① 当社は、会社法のもと、監査役設置会社制を採用しており、社外監査役2名を含む4名で構成される監査役会を置いています。これによって取締役の職務執行の監督機能を果たしていますが、更にコーポレート・ガバナンス機能の中心となる取締役会の機能を充実させるべく体制の整備に努めております。この度、取締役会における意思決定の透明性を高めると共に、株主の視点を会社経営の意思決定に一層反映させやすくすることを目的として、それまでの9名の取締役に加えて、2名の社外取締役を選任することを平成19年6月開催の当社定時株主総会で承認いただきました。

当社は、事業ユニット毎の収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして、社内カンパニー制を敷いております。

当社の事業を取り巻くリスクについては、意思決定に際して、当該案件に関連するリスクを的確に分析し評価するために、あらかじめ明確な決裁基準を設けており、この基準にしたがって、厳格な運用がなされております。平成13年10月より各種リスクを抽出し、その予防保全策、モニタリング体制、責任体制を定めた『リスク管理規程』を制定しております。各部門がこの規程に従って想定リスクを回避し、リスク発生時の損害を最小化するようリスク管理体制を構築しております。

② 当社は、法令や社会規範の遵守なくして企業の存立はあり得ないとの認識の下、コンプライアンス体制の構築を経営の最重要課題と位置づけております。平成12年6月に法令等を遵守するための具体的な企業行動指針として『企業倫理綱領』を制定し、その後の事業環境の変化に応じて、平成15年3月、平成17年4月、平成18年4月と三度改定を行っております。本綱領は、良き「企業市民」として法令その他の社会規範を遵守し、環境に配慮しながら、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会に貢献するために会社及び役員、社員が守るべき規範・基準を定めるものであります。

平成15年6月、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、様々な取組みを実施しております。同委員会は、コンプライアンス推進計画の立案と進捗状況の確認の他、「内部通報システム」に通報のあった事案に関する施策を取締役に上程するなどして、コンプライアンス経営の実効性を高めております。

更に、当社はこのような取組みを当社グループ全体にも広げるべく、主なグループ会社においても『企業倫理綱領』を制定し、「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、外部の弁護士を受付窓口とする「神鋼グループ内部通報システム」を構築するとともに、各社において役員を含めた全社員のコンプライアンス意識への浸透を図るため、各種マニュアルの作成、教育などを実施しております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、1. で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、以下に定める大規模買付ルールを策定するものとし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき、一定の措置を講じることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（以下、「本プラン」とい

います。)

(1) 本プランの趣旨

当社株券等に対する買付が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにするものです。

(2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が十分か否か等の判断並びに下記(5)～(7)に記載する対抗措置の発動及び中止の可否についての当社取締役会への勧告等を行ないます。

(3) 本必要情報の提供

(a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値及び株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様及び当社取締役会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続に従って提供していただきます。

(b) 求める情報

1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は原則として次項2)に例示する項目ですが、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容により異なるため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報リストにより定めることといたします。

2) 本必要情報の具体的内容

①大規模買付者及びそのグループの概要

②大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付を予定する議決権割合を含む。)

③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び内容

④買付対価の算定根拠

⑤買付資金の裏付け(大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の概要を含む。)

⑥大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画、資産活用策

⑦大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの具体的な根拠

⑧当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無、内容

(c) 本必要情報提供にかかる手続

1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいたうえ、本プランに従う旨を誓約していただきます。

2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

3) 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、追加的に情報提供していただくことがあります。独立委員会が必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

なお、大規模買付行為の意向表明等があった事実につきましては、法令及び関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

(4) 取締役会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い独立委員会が必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社の株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) (i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

なお、買付行為評価期間の開始及び終了時には、それぞれ法令及び関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報の評価・検討を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものいたします。

また、独立委員会は、買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、買付行為評価期間を相当期間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとし、この場合、独立委員会は、買付行為評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項については、決議後速やかに公表を行ないます。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

(a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(8)に記載する対抗措置をとることといたします。

(b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明や代替案の提示を行なうこと等により、当社株主の皆様を説得することにとどめ、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、下記(8)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

2) 対抗措置をとる場合

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等（下記6.（5）に定義します。以下同じ。）の買収を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行なっていると判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行なうことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益、企業価値が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると合理的根拠をもって判断できる場合

(6) 対抗措置の発動手続（公正性の担保）

上記(5)に記載のとおり、本プランに則って一連の手続が行なわれたか否か及び本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

(7) 対抗措置の発動の停止等

独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行なわれた後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当て後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a)大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または、(b)上記勧告の判断の前提となった事実関係等に重大な変動が生じ、(i)大規模買付者等による買付等が上記3.(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii)該当しても新株予約権無償割当てを行なうこともしくは本新株予約権を行使させることが相当でないこと、独立委員会が判断するに至った場合には、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得等について決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行ないます。

(8) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記(5)及び(6)に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（特定株主グループを含みます。以下、本(8)において同じ。）は新株予約権を行使できないこと等、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様へ割り当てることとし、当社取締役会は、新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(a) 新株予約権無償割当ての対象となる株主及び割り当てる新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行ないます。

(c) 新株予約権無償割当てが効力を生じる日

新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は新株予約権1個あたり1円とします。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者は新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者も新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

(h) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって新株予約権を取得することができるものとします。ただし、大規模買付者が保有する新株予約権及び当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者が保有する当該新株予約権については取得しないものとすることができます。

なお、当社がかかる新株予約権の取得を行なう場合、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として交付する場合があります。

(i) 端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。

(9) 権利行使の停止

上記(8)の定めにかかわらず、当社が、法令(外国の法令を含みます。本(9)において同じ。)を遵守するために、何らかの措置を講ずることまたは講ずる必要があることを決定した場合、当社は、その措置を講ずるためまたは当該法令を遵守するために、法令で許容される限りにおいて、合理的な期間にわたり本新株予約権の行使を停止することができます。上記の停止が行なわれた場合、当社は、速やかに、本新株予約権の行使が停止された旨を公表します。ただし、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の保有者その他の関係者に対する通知は行ないません。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、新株予約権無償割当て自体は行なわれませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを行なうことがあります。本新株予約権の仕組上当社株主の皆様(本プランにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行ないます。

(3) 対抗措置発動の中止時に株主及び投資家の皆様に与える影響

上記3.(7)に記載のとおり、独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行なわれた後においても、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当ての後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行なうことがあります。

なお、新株予約権無償割当ての決議がなされた後、新株予約権無償割当てが中止され、または割当ての後に全ての新株予約権が当社により取得された場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提として売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 名義書換手続

新株予約権無償割当てを行なうことが決議された場合、別途当社取締役会が決定し公告する基準日(割当日)までに名義書換を完了していただかない限り、新株予約権無償割当てを受けることができませんので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行なう必要があります(なお、証券保管振替機構への預託を行なっている株券については、名義書換手続は不要です。)

(b) 本新株予約権の申込手続

本新株予約権は、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様割り当てられ、割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続は必要ありません。

(c) 本新株予約権の行使手続

本新株予約権を行使する場合には、新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれましては権利行使期間内に本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込んでいただく必要があります。

本新株予約権に、本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができるの条項が定められている場合には、当社が取得の手続をとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。

5. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける「中期経営計画」による企業価値の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、現在の経営者のかかる取組みの是非についての判断は、会社法に基づく事業報告等による開示と株主の皆様による取締役の選解任権の行使を通じて、そのご意思に委ねられております。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制及びその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役に対する職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供させること、一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、及びこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることは、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社グループによる「中期経営計画」による企業価値の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制並びにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらす、ひいては株主共同の利益につながるものです。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

更に、本プランの導入は、株主総会における当社株主の皆様への承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持が株主共同の利益を損なうと判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

(3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されております。当社は取締役の任期を1年としており、解任のための株主総会決議要件の加重も一切行なっておりませんので、経営者は、毎年、株主の皆様による過半数の決議による承認を受けるべき立場にあります。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲での情報提供等のルール遵守の要請や、必要に応じて対抗措置の発動を定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討し、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

6. 定義

(1) 大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為をいいます。

(2) 大規模買付者

大規模買付行為を行なう者及びその特定株主グループをいいます。

(3) 特定株主グループ

当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、またはこれらと同一の者として取締役会で定める者をいいます。

(4) 議決権割合

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数〔同項に規定する保有株券等の数をいいます。〕も計算上考慮されるものとします。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行なう者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行なう者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(5) 当社株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

7. その他

(1) 言語

本プランに基づく本必要情報の提供その他当社への通知、連絡は日本語により行なわれるものといたします。

(2) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものといたします。

(3) 本プランの発効日と有効期限

本プランは、平成19年6月開催の当社定時株主総会の終了後、最初に開催される取締役会の終了時に発効いたしました。本プランの有効期限は平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(4) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は平成19年4月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

(注) 平成19年4月26日の本対応方針改定後に発生した事実を踏まえ、決議した文章から一部の表現については修正をしております。

4. 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

なお、当中間連結会計期間終了後、平成19年10月に、新日本製鐵(株)及び住友金属工業(株)それぞれとの間で、互いの提携関係のより一層の深化を目的とし、新たな連携策の検討と、それを踏まえた株式の相互追加取得の検討を行うことに合意し、覚書を締結いたしました。

5. 【研究開発活動】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、当社技術開発本部の保有する幅広い技術分野における技術力を核として、当社の各部門及び関係会社が保有する豊富な技術を組み合わせ、融合することによって、グループ全体にわたる研究開発への経営資源の投入を効果的に行なっております。

当社技術開発本部では、各事業の競争力強化のための研究開発に加え、将来に向けた新製品・新技術の先導研究を行なっております。一方、当社各部門及び連結子会社の技術開発部門では、事業競争力の強化に直結する製品及び生産技術の開発を行なうことにより、機能的な研究開発の役割分担を行なっております。

当中間連結会計期間における当社グループの研究開発費は、14,696百万円であります。なお、本費用には、当社技術開発本部で行なっている事業部門横断的または基礎的研究開発などで、本社費用として計上する費用1,902百万円が含まれております。

主な事業の種類別セグメント毎の研究開発活動の状況は、以下のとおりであります。

[鉄鋼関連事業]

主に、当社鉄鋼部門及び溶接カンパニーの技術開発部門において、製品開発と生産技術の高度化の両面において積極的な研究開発に取り組んでおります。

鉄鋼部門では、「オンリーワン製品」創出に向けての開発に引き続き注力しており、条鋼分野では懸架ばね鋼・歯車用鋼・弁ばね用鋼等自動車用途向けの鋼材開発の更なる強化を進めております。また、厚板分野では、造船・建材用途の強度別メニューの拡充を進めており、超大型コンテナ船用降伏点47kg/mm²級高強度鋼板の船級承認を取得しました。薄板分野では、超ハイテンの適用拡大を加工技術開発と併せて推進しています。鉄粉分野では、汚染土壌・地下水浄化用鉄粉「エコメル」や砒素を高い効率で吸着・浄化する鉄粉を開発・商品化し、今後環境分野向けメニューを更に強化してまいります。また、溶接カンパニーでは、中国・ASEANをはじめとする海外市場向けにエネルギー・海構用溶接材料を開発するとともに、鉄骨溶接ロボットシステムの能率向上のために2アークコア連結溶接システムを開発しました。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費は、5,358百万円であります。

[アルミ・銅関連事業]

当社アルミ・銅カンパニーの技術開発部門において、缶材、エアコン用フィン材、車輻・OA向け押出形材・半導体装置など従来の主力製品の開発に加え、IT及び自動車分野に注力した研究開発を行なっています。また、生産技術分野においては、制御技術の高度化により自動化を進め、品質と生産性を向上させ旺盛な需要に 대응しています。

当中間連結会計期間の主な研究開発成果として、自動車分野において、分割可動金型によるアルミ板の成形技術を開発し、ユーザーと共にトランクなど難成形部位での実用化を推進中であり、他にも、衝突安全性に優れるアルミバンパーシステム等が、新たに自動車メーカーに採用されております。更にアルミ化を進展させるべく、材料、表面処理技術に加え、接合・構造解析技術の開発にも注力しております。また、電装化が進む自動車端子分野においても、強度・導電率・耐応力緩和特性のバランスに優れる銅合金を開発し採用されました。IT分野では、高強度・高導電率に加え耐熱性に優れ、ユーザーのコスト低減をもたらす新開発銅合金を新たに採用頂きました。(株)コベルコマテリアル銅管では、高強度銅管の普及に取組み、伝熱管・配管部品の軽量化に貢献しております。またエアコン・大型冷凍機用の高性能伝熱管の開発、エコキュート用伝熱管の開発などで成果をあげております。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費は、1,532百万円であります。

[機械関連事業]

主に、当社機械エンジニアリングカンパニー及び新鉄源プロジェクト本部、石炭エネルギープロジェクト部、(株)神鋼環境ソリューションの技術開発部門において、製品・プロセス開発に取り組んでおります。

当中間連結会計期間の主な研究開発成果として、機械エンジニアリングカンパニーでは、(株)テイエルブイと共同で、産業界で最も多く使われている熱エネルギーである蒸気を活用し、減圧弁機能とともに発電機能を持つ小型で高性能なスクリュ式発電機を、世界で初めて開発し、販売を開始いたしました。更に真空成膜・表面改質装置分野では、日・米2拠点での受託加工体制を構築し、エンジン周辺部品用の低摩擦係数を特徴としたDLC膜等の開発にも注力しております。新鉄源プロジェクト本部では、回転炉床炉による電炉ダストを中心とする原料からの有用金属回収技術の実証試験をほぼ完了し、商業化の目処が立ちつつあります。石炭エネルギープロジェクト部では、改質褐炭(UBC)の大型実証プロジェクトをインドネシアで推進しています。また、(株)神鋼環境ソリューションでは、都市ごみ処理施設「流動床式ガス化溶融炉」の性能向上、水処理プロセスのエネルギー低減、PCB無害化処理設備の操業技術改善などに注力し成果をあげております。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費は、2,647百万円であります。

[建設機械関連事業]

主に、コベルコ建機(株)、コベルコクレーン(株)の技術開発部門において、主力製品である油圧ショベル、クローラクレーンなどの安全性向上、排ガス対応・騒音低減などの環境対応に加え、建設リサイクル機械・金属リサイクル機械の開発に取り組んでおります。

当中間連結会計期間における主な研究開発成果としては、第3次排ガス規制に対応したクローラショベル4機種、ホイールローダ4機種、世界各国に対応できる超大型クローラクレーン1機種の上市などがあります。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費は、2,444百万円であります。